

「表紙共19枚」

令和8年1月

定例総会議事録

日田市農業委員会

1 日 時 令和8年2月9日（月曜日） 午後2時00分

2 場 所 日田市役所7階 大会議室

3 出席委員

1番 石井照久	11番 原田文利
2番 中島浩司	12番 中島幸一郎
3番 飯田 隆	13番 平川 修
4番 穴井浩司	14番 横田秀喜
5番 河津祐二	15番 川津清則
6番 川良澄子	16番 井上俊勝
8番 湯浅正徳	17番 財津満寿光
9番 樋口虎喜	18番 梶原真悟
10番 高瀬義徳	19番 河津裕治

4 出席事務局職員

局長 木村和心 主幹（総括） 今田秀樹 主幹 麻生純一 主査 藤原東託 主査 松岡政則

1 月定例総会議事日程

1 開会および総会成立宣言

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 議案訂正

5 議案審議

第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件

第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件

第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件

第4号 日田市農用地利用集積等促進計画（案）に対する農業委員会の意見について

第5号 現況証明書（非農地証明書）の発行について

第6号 日田市農業振興地域整備計画の変更について

第7号 2月調査委員の選任について

6 報告

第1号 農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく合意解約について

第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく日田市農用地利用集積等促進計画について

7 その他

(1) 委員活動報告

[報告者] (農業委員) 2番 中島浩司 委員

(農地利用最適化推進委員) 光岡区域担当 伊藤武士 委員

(2) 2月現地調査

[日時] 2月20日(金) 午前9時～ *調査委員

(3) 2月調査委員会

[日時] 2月26日(木) 午前9時～ *会長・副会長・調査委員

(4) 2月定例総会

[日時] 3月9日(月) 午後2時～ [会場] 7階 大会議室

(5) 行事日程

2月9日(月) 農業委員会 人権研修

2月13日(金) 日田市農業再生協議会臨時総会 *会長・中島幸一郎委員・高倉一二美委員・事務局長

2月16日(月) 農地相談会・新規参入相談会 *役員

- 2月16日（月） 第6回 役員会 *役員
- 2月20日（金） 大分県農業会議 常設審議委員会（大分市） *会長
- 2月20日（金） 大分県農業委員会会長会 現地研修会（臼杵市・大分市） *会長
- 2月24日（火） 日田市農業振興地域整備促進協議会 *会長・樋口虎喜委員

(6) その他

- ・ 1月分 活動記録簿・農地利用最適化活動の記録メモの提出日
- ・ 1月分 戸別訪問聞き取り用紙・集計表の提出日

<p>事務局長 (木村和心)</p>	<p>それでは定刻となりましたので、ただいまより、定例総会を開会いたします。</p> <p>本日は、野村農地利用最適化推進委員、佐藤農地利用最適化推進委員から欠席の連絡をいただいております。日田市農業委員会会議規則第10条の規定により、定足数を満たしておりますので、本日の会議が成立することをご報告いたします。</p> <p>また、会議に入ります前にお断りさせていただきます。議事進行上、発言される場合は挙手をして、議長の指名した後に発言されるようお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくか、マナーモードにすることができますよ、再度確認をお願いいたします。</p> <p>それでは、本日の総会を議事日程に従いまして進めさせていただきます。</p> <p>会議規則第8条により、会長が会議の議長を務め、議事を整理することになっておりますので、会長に議長をお願いします。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、改めまして、こんにちは。寒い中のご出席、誠にありがとうございます。</p> <p>2月7日の大分合同新聞の中に、宇佐の菅原さんの記事がございました。前の宇佐市の会長でございましたが、国の農政に対する意見等がございましたので、見られた方もおられると思いますけど、「猫の目」農政という記事でございました。「猫の目」農政に対する憤りという記事です。見てない方は、大分合同新聞の方を見てください。</p> <p>それから、日田市の農家の方々も、そのように感じてる方も多いと思います。足腰の強い農業、または6次産業に向けて、国の農政に関係の無い農業を目指して欲しいと思っております。</p> <p>また、農業委員、農地利用最適化推進委員の方々の改選が7月の20日でございます。2月3日から、事務局の方で受け付けが始まっておりますが、何卒、継続の方をお願いしたいと思っております。日田市農業のために、よろしくをお願いしたいと思います。</p> <p>それから寒いので、ジャンパーとかコートとか持たれてる方は、着てください。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>それでは、着座いたしまして、議事を進行してまいりたいと思います。 会議規則第 17 条により、議事録署名委員は議長から指名させていただくことに異議はございませんか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>それでは、議事録署名委員、10 番 高瀬義徳委員、15 番 川津清則委員のお二方をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは議案訂正がございましたら、事務局は、お願いいたします。</p>
<p>事務局 (今田秀樹)</p>	<p>はい。 今回、議案訂正はございません。 以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 では、早速議案の審議に入りたいと思います。 今回の調査委員は、2 番の中島浩司委員、8 番 湯浅正徳委員、19 番 河津裕治委員の 3 名の方でございました。 調査委員長は、19 番の河津裕治委員の方をお願いしたいと思います。 それでは河津委員、現地調査の結果などを、一言、お願いいたします。</p>
<p>調査委員長 (河津裕治)</p>	<p>こんにちは。19 番の河津です。 1 月 26 日に、2 番の中島副会長と、それから 8 番の湯浅委員と事務局 3 名と、現地調査に行ってきました。その日は、本当に天気が良くて、スムーズに調査ができ、早い時間で終わってきました。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>3条申請9件、4条申請2件、5条申請が4件となっております。慎重審議をよろしく申し上げます。</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件、9件でございます。</p> <p>5番まで、最初に進めまして、その後に5番までの意見をいただきたいと思います。そのあと、残り6番から9番まで、と分けたいと思います。</p> <p>それでは、事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>はい。それでは議案1頁、議案 第1号 農地法第3条についてです。今月は9件申請がありました。</p> <p>番号1、天瀬町女子畑〇で、地目は、登記簿・現況ともに田、面積が1,482㎡です。</p> <p>譲渡人は天瀬町の〇さん、譲受人は天瀬町の〇さんです。体調不良のため譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したい、とのことでの申請です。</p> <p>スライドに行きます。県道岩戸五馬日田線を女子畑土地改良区方面に進みました赤い丸のところは現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真になります。</p> <p>隣のところにあります農地も、今回の譲受人の農地となっておりますので、今回、所有権移転することで、一体的に管理が可能になると思います。</p> <p>続いて番号2、大字三和〇で、地目は登記簿・現況ともに田、面積が728㎡です。</p> <p>譲渡人は財津町の〇さん、譲受人は清水町の〇さんです。高齢のため譲り渡したい、譲り受けて新規就農したい、とのことでの申請です。</p> <p>スライドに行きます。国道212号を財津町公民館方面に進みました赤い丸のところは現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真になります。</p> <p>続いて番号3、大字羽田〇で、地目は登記簿・現況ともに田、面積が35㎡です。</p> <p>譲渡人は福岡県の〇さん、譲受人は有田町の〇さんです。遠方のために譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したい、とのことでの申請です。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p> <p>推進委員 (大谷定治)</p>	<p>スライドに行きます。県道日田玖珠線を東有田中学校方面に進み、県道白地日田線に入った赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真になります。</p> <p>続いて番号4、大字三和〇で、地目は登記簿・現況ともに畑、面積が995㎡です。</p> <p>譲渡人は2人共有であり、清水町の〇さんと福岡県の〇さん。譲受人は若宮町の〇さんです。転居のために譲り渡したい、譲り受けて新規就農したい、とのことでの申請です。</p> <p>スライドいきます。国道212号を山田原方面に進み、JA大分梨選果場付近の赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真になります。</p> <p>続いて番号5、大山町西大山〇他3筆、地目は、〇は登記簿・現況ともに畑、ほか三筆は登記簿が田、現況は樹園地、面積が合計1,094㎡です。</p> <p>譲渡人は大山町の〇さん、譲受人は大山町の〇さんです。高齢のために譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したい、とのことでの申請です。祖父から孫に対する、生前贈与の案件になります。</p> <p>スライドに行きます。国道212号を大山振興局方面に進みました赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。こちらが〇の現地の写真になります。こちらが〇と〇の現地の写真になります。最後に〇の現地の写真になります。</p> <p>以上5件です。よろしく申し上げます。</p> <p>はい。それでは1番から5番までの間で、何か質問等ございましたら、手を挙げていただきたいと思えます。</p> <p>はい。</p>
--	---

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>大谷委員どうぞ。</p>
<p>推進委員 (大谷定治)</p>	<p>東有田②担当の大谷です。 3番ですが、譲受人の〇様の住所が、大字東有田になってますけど、そこで括弧書きで有田町と書いているのは、どういうことでしょうか。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>事務局、よろしいですか。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>お答えします。 自治会表記上、有田町に属するということだと思います。</p>
<p>推進委員 (大谷定治)</p>	<p>東羽田町ではないんですか。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>〇さんは、〇さんと一緒の農家世帯になっておりますので、有田町表記になっておるんですが、よろしいでしょうか。</p>
<p>推進委員 (大谷定治)</p>	<p>現在、有田町に住まわれてるということですね。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>住民票は、そのようになっております。</p>

推進委員 (大谷定治)	はい、わかりました。
議 長 (石井照久)	大谷委員、よろしいですか。
推進委員 (大谷定治)	はい。 ありがとうございます。
議 長 (石井照久)	はい、他に何かございませんか。
11 番 (原田文利)	はい。
議 長 (石井照久)	原田委員、よろしいですか。
11 番 (原田文利)	11 番 原田ですけど、同じ住所の関係で、ちょっと確認ですけど、5 番ですね。○さんの案件です。 ここの住所ですけども、おじいさんの方は地番に枝番が付いていて、お孫さんの方が、地番に枝番が付いていないと、そういう事はあるんですか。
事務局 (麻生純一)	はい、大丈夫です。 議案書に記載しているとおりです。

<p>推進委員 (音成博文)</p>	<p>はい。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>音成委員、どうぞ。</p>
<p>推進委員 (音成博文)</p>	<p>はい。3番ですが、これ、現況は、田になってるんですけども、これ災害か何かで一回水が上がったんじゃないですか。 手前の方を植えると言っても、果たして、これを田で管理できるんですか。 ちょっと疑問に思うんですが。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>ここは道路の残地の一部になっておりまして、申請者はカボスを5本植栽するということで計画しているそうです。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>音成委員、よろしいですか。</p>
<p>推進委員 (音成博文)</p>	<p>結構です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>意見が無かったら、6番から9番までを、事務局の方に質問をいただきたいと思います。</p>

<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>はい。続いて番号6、大字三和〇で、地目は登記簿・現況ともに畑、面積が946㎡です。 譲渡人は天神町の〇さん、譲受人は財津町の〇さんです。高齢のため譲り渡したい、譲り受けて新規就農、家庭菜園をしたい、とのことでの申請です。 スライドに行きます。国道212号を中津方面に進み、財津町公民館付近の北側に位置します赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地が広いため写真を2つに分けて撮影しています。写真方向①の写真です。写真方向②の写真になります。 続いて番号7、大字小山195-7で、地目は登記簿・現況ともに畑、面積が667㎡です。 譲渡人は内河町の〇さん、譲受人は財津町の〇さんです。維持管理ができないために譲り渡したい、隣接地に転居するため、譲り受けて新規就農、家庭菜園をしたい、とのことでの申請です。この譲受人の方は、後で5条申請にも出てきます。 スライドにいけます。県道朝田日田線を石井小学校方面に進み、長者原団地付近の赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。5条の申請地も同時に記載しております。現地の写真になります。 続いて番号8、大字西有田〇で、地目は登記簿・現況ともに畑、面積が377㎡です。 譲渡人は日の本町の〇さん、譲受人は三ノ宮町一丁目の〇さんです。維持管理ができないため譲り渡したい、譲り受けて新規就農、家庭菜園をしたい、とのことでの申請です。 スライドに行きます。県道西有田豆田線を西有田公民館方面に進み、ローレル日田カントリークラブさん付近の赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真になります。 続いて番号9、大字大肥〇で、地目は登記簿・現況ともに畑、面積が51㎡です。 譲渡人は大阪府の〇さん、譲受人は大鶴町の〇さんです。遠方のために譲り渡したい、譲り受けて新規就農、家庭菜園をしたい、とのことでの申請です。空き家バンク活用の案件になります。 国道211号を大明小・中学校方面に進んだ東側に位置します赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。譲受人が今度購入しました自宅の方を記載しております。字図です。現地の</p>
-----------------------	---

<p>調査委員長 (河津裕治)</p>	<p>写真になります。</p> <p>それでは、現地調査にご同行いただいた調査委員長から、ご意見をいただきたいと思います。</p> <p>はい。</p> <p>3条申請、9件あります。そのうち6件が新規就農となっておりますが、私たちの見た限り問題無いと思っております。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、チェックシートについてです。資料No.1の1頁から3頁が、農地法第3条についてになっています。すべてに該当しないことが条件です。書類審査、現地確認で該当しないことを確認しています。私からは以上です。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは6番から、9番までにご意見のある方はいませんか。何かございませんか。よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、無かったら、この件につきましては、別紙チェックシートのとおり、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えます。</p> <p>ご承認いただきましょうか。ご賛同いただける農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 ご賛同いただける推進委員の方は挙手をお願いいたします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>全員賛成でございますので、第1号議案は、原案どおり決定いたしました。</p> <p>引き続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件、2件でございます。 事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (藤原束託)</p>	<p>はい。議案書の6頁になります。議案第2号 農地法第4条についてです。今月は2件の申請が出ています。</p> <p>番号1、申請地は天瀬町桜竹〇の第2種農地です。地目は、登記簿 田、現況 畑です。面積は5,436㎡です。</p> <p>申請人は天瀬町桜竹の〇さんです。申請理由は、植林ですが、本人の申し出により、申請地が広いため、植林エリアを4カ所に分け、令和5年からの計画で、令和5年に793.8㎡、令和6年に1,293㎡を一部植林で許可しており、今回の申請で3カ所目の1,299.64㎡に、杉を208本植林する申請です。また、最後の1カ所については、来年度以降に申請し、全体の植林が完成する予定になっております。</p> <p>場所の説明です。天瀬振興局から桜竹トンネルを過ぎた赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。農地が広いため、2枚に分けております。写真方向①の写真です。写真方向②の写真です。続いて現況利用図になります。黄色い線エリア部分が令和5年から令和6年に植林している部分になり、今回の申請エリアが赤い線部分になります。また、青い線エリアが、来年度以降の植林予定地となっております。</p>

	<p>続いて番号2、申請地は大字羽田〇の第2種農地です。地目は、登記簿 畑、現況 墓地です。合計面積は 135 m²です。</p> <p>申請人は大分市の〇さんです。申請理由は、申請地に数十年前に墓地を立てており、墓地以外の部分は、傾斜地で農地として使用できないため、今回、申請地を墓地として登記を変更するためです。また、こちらの申請は追認となりますので、始末書を提出していただいております、日田市環境課が発行しております墓地埋葬法による墓地等経営許可も同日で許可する予定にしております。</p> <p>場所の説明です。県道日田玖珠線を羽田方面に進み、岩美町入美公民館を過ぎた赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。続いて土地利用図になります。</p> <p>以上、4条は2件となります。</p> <p>それでは、現地調査にご同行いただいた調査委員長からご意見をいただこうと思います。</p>
<p>調査委員長 (河津裕治)</p> <p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>はい、4条申請。1番ですが、天瀬振興局の近くの山の中で、周りに農地も無くてですね。もう計画通りに植林もしており、残った農地も、植林した林地も、本当に綺麗に管理されていて、ここは問題無いと思います。</p> <p>2番ですが、これは追認案件です。ここも、本当に山の中で、周りに農地も無く、写真ではちょっと広く見えますが、本当に何かを植えるというようなスペースはそんなに無い、と感じられました。それとまた、道路からみますと左側は、急斜面で作物を作るような状態ではありません。</p> <p>本人も大分市に住んでおりますので、仕方がないのかなという風に思っております。</p> <p>以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、チェックシートについてです。資料No.1の4頁から5頁が、農地法第4条についてになってお</p>

	<p>ります。すべてに該当しないことが条件です。 以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 事務局の議案説明及び調査員委員長の説明にあるように、2番が追認ということでございます。 皆さんの中で何かあれば、ご発言をいただきたいと思います。</p>
<p>3 番 (飯田 隆)</p>	<p>はい。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>飯田委員、どうぞ。</p>
<p>3 番 (飯田 隆)</p>	<p>3番の飯田です。 2番の件です。この案件については、急傾斜地ということで仕方がないというところで、お尋ねなのですが、これが場所的に良い中で、こういう墓地を立てている場合は、全部を認めるのは叶わないので、これを分筆とかいう、そういう指導とかは、あるんですか。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>事務局、よろしいですか。</p>
<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>はい、今の質問について、基本的には、墓地部分だけ、分筆をお願いしているところでございます。 この案件については、場所的に、周りが山林で、砂防等も入ってまして、他に農地が無いところであります。作物も、ちょっと作れる状況ではないため、環境課と、墓地埋葬法の範囲をどの程度にするかという協</p>

	<p>議をして、全体的に、もう墓地として管理していただく、というところで、今回、全体的に墓地にするという許可申請をいただきました。</p>
<p>事務局長 (木村和心)</p>	<p>ちょっと補足なんですけども、チェックシートの13番に、計画面積が妥当でない、というところがあります。一筆が広い農地の中で一部分の場合は、分筆をお願いしますが、今回の場合は、面積が135㎡で、他の斜面の部分の面積が広いことから、調査委員会で、今回は致し方ない、という結果になりましたので、一筆丸ごと転用をお願いしているところでございます。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>飯田委員、よろしいですか。</p>
<p>3 番 (飯田 隆)</p>	<p>はい、わかりました。 こういう事例が結構あるんですね。畑とかに墓地を作っているということがあるので、そこをちょっと参考までに聞かせていただきました。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。他に何かございませんか。 よろしいですか。 (はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。無ければ、この件につきまして、別紙チェックシートのとおり、農地法第4条第2項及び第6項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしたいと考えます。 ご承認いただけますでしょうか。ご賛同いただける農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。 ご賛同いただける推進委員の方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。 全員賛成でございますので、議案第2号は原案どおり許可相当といたします。</p> <p>それでは7頁です。議案第3号 農地法5条の規定による許可申請の件 4件でございます。 事務局は、説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (藤原束託)</p>	<p>はい。議案書の7頁になります。議案第3号 農地法第5条についてです。今月は4件の申請がありました。</p> <p>番号1、申請地は大字三和○の第2種農地です。地目は、登記簿・現況 田です。面積は177㎡です。 譲渡人はうきは市にお住まいの○さんです。譲受人は田島本町の○さんです。申請理由は、国道212号の 拡幅で農地として耕作が困難になったため、譲受人が資材置き場として経営するとの 申請です。 場所の説明です。国道212号沿いにあります五葉苑さん向かいの赤い丸で示しているところです。航空写 真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。次に、土地利用計画図になります。 続いて番号2、申請地は大字小山○の第2種農地です。地目は登記簿・現況ともに畑。面積は319㎡で す。 譲渡人は、内河町の○さんです。譲受人は財津町の○さんです。申請理由は、一般住宅用地として使用し</p>

たい、とのことでした。

場所の説明です。石井町の長者原団地を進んだ赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。次に土地利用計画図になります。

続いて番号3、申請地は大字西有田〇ほか二筆の第3種農地です。地目は、〇が登記簿 田、現況 畑、〇・〇が登記簿・現況ともに畑です。三筆の合計面積は 452 m²です。

貸人は、〇・〇が三本松新町の〇さん、〇が上手町の〇さんです。借人は北海道にお住まいの〇さんです。

申請理由は、現在北海道に住む〇である申請者が、日田に帰ってきて、祖母と父の土地を借りて、自宅を建てるため、一般住宅用地として使用したい、とのことでした。

場所の説明です。昭和学園高等学校裏に位置しています赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。続いて土地利用計画図になります。

続いて番号4、申請地は大字三和〇の第3種農地です。地目は登記簿・現況ともに田です。面積は 637 m²です。

賃貸人は清水町の〇さんです。賃借人は財津町のこちら〇で、〇さんです。申請理由は、申請地を道路改良工事に伴って従業員の駐車場として、3年間、一時転用するためです。

場所の説明です。三花公民館横に位置しています赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。次に土地利用計画図になります。

以上、5条は4件となります。

それでは、現地調査にご同行いただいた調査委員長から、ご意見をいただこうと思います。

5条申請、4件、特に問題は無いと思っております。

調査委員長
(河津裕治)

<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>ありがとうございました。 それではチェックシートについてです。資料No.1の6頁から7頁が農地法第5条になっております。すべてに該当しないことが条件です。 以上です。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。 議案第3号です。4件ございました。この中で何か質問等ございますか。 よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>無ければ、この件につきまして、別紙チェックシートのとおり、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えます。ご承認いただきましょうか。ご賛同いただける農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 ご賛同いただける推進委員の方、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 賛成多数でございますので、議案第3号は原案どおり許可相当といたします。</p>

<p>調査委員長 (河津裕治)</p>	<p>調査委員長、終了でございますので、一言お願いいたします。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい。どうも、慎重審議、ありがとうございました。</p> <p>それでは9頁、議案第4号 日田市農用地利用集積等促進計画（案）に対する農業委員会の意見について、新規13件、再設定0件、所有権移転0件、中間保有0件、配分替2件でございます。事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (松岡政則)</p>	<p>はい。議案第4号 日田市農用地利用集積等促進計画（案）に対する農業委員会の意見について、申し上げます。</p> <p>今回は、令和8年4月1日より、中間管理権の設定を行う申請がありました案件について、農業委員会の意見を求められているものでございます。</p> <p>議案書では9頁から10頁となります。新規が13件、配分替が2件で合わせて15件の三十筆。面積にして61,737㎡となっております。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>この議案第4号の1番から15番までの中で、何か意見等がございますか。</p> <p>はい、それでは委員の方々のエリアにおいて、ご確認をお願いしたいと思います。問題が有れば、挙手して発言をお願いしたいと思います。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>無かったら、「意見なし」で報告したいと思います。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>続きまして 11 頁、議案第 5 号 現況証明書（非農地証明書）の発行について、6 件ございます。事務局は説明をお願いいたします。</p> <p>はい。それでは議案 11 頁、議案第 5 号 現況証明書の発行についてです。今月は 6 件申請がありました。番号 1、大字三和〇ほか二筆で、地目は、登記簿が畑、現況は山林。面積は合計 1,507 ㎡です。申請人は財津町の〇さんです。申請理由は、現況に合わせて地目を整理するためです。場所ですが、国道 212 号、戸山中学校方面に進み、財津町公民館付近の赤い丸のところ 3 カ所が現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。3 つに分けて写真を撮っております。〇の現地の写真になります。続いて〇の現地の写真です。最後に〇の現地の写真になります。三筆とも 20 年以上の植林された杉が確認できました。</p> <p>発行基準 5、すでに農地または採草放牧地以外の土地となっていることが明白であり、非農地化後 20 年以上経過しているものに該当するものです。</p> <p>続いて番号 2、大字鶴河内〇で、地目は、登記簿が田、現況は原野、面積は 1,382 ㎡です。申請人は源栄町の〇さんです。申請理由は、現況に合わせて地目を整理するためです。スライドに行きます。県道宝珠山日田線を、小鹿田皿山方面に進み、池ノ鶴地区の赤い丸のところは現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真になります。写真を 2 つに分けて撮影しております。写真方向①の写真です。写真方向②の写真になります。被災している状況が確認できました。</p> <p>発行基準 1 災害で非農地化し、農地への復旧が困難な土地に該当するものです。</p> <p>続きまして番号 3、大字西有田〇で、地目は登記簿が田、現況は宅地、面積は 645 ㎡です。申請人は有田町の〇さんです。申請理由は、農地法の許可を受け転用したが、登記地目を変更しないまま許可書を紛失したためです。</p>

スライドにいきます。県道西有田豆田線を西有田公民館方面に進みました赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。写真を2つに分けて撮影しています。写真方向①の写真です。写真方向②の写真になります。一般住宅が確認できました。

申請地は、平成18年2月28日 指令日田局農第5-11号で、5条許可を受けたものになります。発行基準2 農地転用許可申請書に記載した目的通り転用され、非農地化した土地に該当するものです。

続きまして番号4、大字高瀬〇で、地目は、登記簿が田、現況は宅地、面積は178㎡です。

申請人は福岡県の〇さんです。申請理由は、農地法の許可を受け転用したが、登記地目を変更しないまま、許可書を紛失したためです。スライドに行きます。県道小畑日田線を南部中学校方面に進みました赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。写真を2つに分けて撮影しております。写真方向①の写真です。写真方向②の写真になります。

一般住宅が確認できました。申請地は、昭和42年4月11日、指令第2561号で、5条許可を受けたものになります。発行基準2、農地転用許可申請書に記載した目的通り転用され非農地化した土地に該当するものです。

次の番号5と番号6は、近接地であり、申請者が同じ方になりますので、同時に説明させていただきます。

番号5、大字大肥〇で、地目は、登記簿が田、現況は雑種地、面積は63㎡です。次に番号6、大字大肥〇で、地目は、登記簿が田、現況は雑種地、面積は147㎡です。

申請人は、ふたつとも大鶴町の〇さんです。番号5の申請理由は、現況に合わせて地目を整理するためです。番号6の申請理由は、農地法の許可を受け転用したが、登記地目を変更しないまま許可書を紛失したためです。

スライドに行きます。国道211号を大明小・中学校方面に進みました赤い丸のところが現地になります。こちらの方で議案の5-5と議案の5-6で分けております。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。こちらが番号5の現況の写真になります。

こちらの方では舗装された雑種地が確認できました。こちらは発行基準5、すでに農地または採草放牧地

	<p>以外の土地となっていることが明白であり、非農地化後 20 年以上経過しているものに該当するものです。 続いてこちらが番号 6 の現地の写真になります。</p> <p>番号 6 は駐車場用地が確認できました。申請地は平成 2 年 10 月 1 日、指令第 5-312 号で 5 条許可を受けたものです。発行基準 2、農地転用許可申請書に記載した目的通り転用され非農地化した土地に該当するものです。</p> <p>以上の案件につきまして、各地区ご担当の推進委員さんからご意見いただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。</p> <p>番号 1 と 2 が、三花・小野地区の諫山委員、お願いします。</p>
<p>推進委員 (諫山文彦)</p>	<p>はい。推進委員の諫山です。</p> <p>1 番ですけど、農地パトロールの度に、山林が畑の地目になってたんで、本人の方を何度か話をして、今回上がってきたわけです。見ての通り、もう植林されて 20 年以上の木が立っておりますんで、問題無いと思います。</p> <p>2 番の方ですけど、小野地区の池ノ鶴ですが、ここも水害の時から見ておりますけど、田んぼの原形が無いように壊れたところで、復旧するのに、物凄く大変なのかなと、その時に思っておりました。この前、現況を見に行ったんですけど、現状のままで農地に戻すのは、ちょっと不可能かなと、そういう思いです。</p> <p>以上です。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>続いて番号 3、西有田地区の中嶋推進委員、お願いします。</p>
<p>推進委員 (中嶋ひとみ)</p>	<p>西有田地区の推進委員の中嶋です。</p> <p>地目変更をされた案件なんですけど、私は推進委員 6 年目ですけども、結構、こういう案件が、すごく多</p>

<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>いように思うんですね。</p> <p>今回の件は、普通だったら、仕方ないかなと思うところなんですけども、やはり、〇さんのお宅が、きちんとやっけていってらっしゃらない、というのは、事務局としても、同じことを何度もやらなきゃいけないわけですし、許可申請が下りたときには、地目変更してください、というのは、通達されてると思うんですね。</p> <p>それが、結構たくさん出るというのは、やはり、何か罰則とか、そういうのが無いからじゃないかな、というのを、ちょっと感じた案件でした。</p> <p>それ以外は、許可申請も出してますし、その通り変更されてますから、問題は無いと思うんですけども、そういう感想を抱かせていただきました。</p> <p>よろしくお願ひします。</p>
<p>推進委員 (佐谷野利幸)</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>4番の高瀬地区の野村推進委員は、午前中に事務局の方に来ていただきまして、今日の欠席を伝えていただいたときに、現地の方は問題無い、ということを確認していただいております。</p> <p>続いて、番号5と6の大鶴地区、佐谷野委員、お願ひします。</p> <p>大鶴地区の推進委員をしております佐谷野でございます。</p> <p>ここは国道沿いに位置しておりますが、赤いポストが見えると思うんですけども、時々、郵便物を投函したり、ということで非常に便利のいい場所でございます。手前の方は、隠れておりますが自動販売機がございまして、よく通られる方が、自動販売機を利用しているような状況でございまして、見ての通り、農地ではございません。証明をお願いしたいと思います。</p> <p>それと、6番の方ですが、〇さんの従業員の駐車場になっておりまして、これにつきましても、非農地の証明をお願いしたいと思います。</p> <p>以上です。</p>

<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>ありがとうございました。 事務局からは、説明が以上になります。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 11頁から13頁につきまして、6件でございますが、何か質問のある方おられますか。</p>
<p>9番 (樋口虎喜)</p>	<p>はい。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい。樋口委員どうぞ。</p>
<p>9番 (樋口虎喜)</p>	<p>9番 樋口です。 2番についてお尋ねしたいんですが、池ノ鶴の件ですね。 これについては、災害復旧ということ等ですが、災害復旧の場合は、原形復旧で、以前が水田であれば、工事の中で水田に戻すと思うんですよね。そうすれば、水田が作れるんじゃないか、と思うことがひとつと、水田から、今度、原野にするんですかね。現況が原野になっていますので、原野というと、山林とか、山にするのか、どういう形で、原野にした場合に、土地利用していくのかなど。その時に、木を植えれば、隣接農地とか、そういったところに影響が出てくるんじゃないかと思えますけど。 申請の時、事務局として、どういった指導されたのか、ご説明いただければ有難いです。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい。 事務局、お願いいたします。</p>

<p>11 番 (原田文利)</p>	<p>はい。関連で質問ですが。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。では関連で原田委員、どうぞ。</p>
<p>11 番 (原田文利)</p>	<p>11 番 原田です。 関連ですけども、この池ノ鶴地区は、棚田景観が素晴らしいということも含めて、国の重要文化的景観の選定を受けている範囲だと思うんですけども、そういった地区であるから、国の方とも協議されてなかったかもしれませんが、農地で何するということですけども、経緯の中で、本来、さっき樋口委員が言われてましたが、元の棚田景観に戻していくということで、支援策、耕地災害とか、文化庁の支援もあるかどうか分かりませんが、そういった協議をした中で、最終的にこういう風になったのか、という説明を若干欲しい、ということと、最終的に、どういう風に、今後なっていくか、また、非農地にして、その後の、樋口委員も言いましたけど、こういった形で、活用を、今後していくのか。 それまでの説明を受けてるのであれば、説明をお願いします。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>事務局、いいですか。</p>
<p>事務局 (今田秀樹)</p>	<p>まず、内容として、国も文化庁とか農政とかもありますけど、原田委員が言われましたように、国の重要文化財に景観として選定されているところなんですけど、平成 24 年と平成 29 年、そして令和 5 年ですか、10 年ぐらいの間にもう 3 回も災害を受けるような状況があったところで、ここに関しては被災後、農政の関係もありますし、その中には、今、その写真で見えるところが普通河川の大浦川になりますので、市の管理河川になります。ということで、土木課の担当で、農地に関しては農業振興課の耕地整備の担当にな</p>

	<p>ります。文化財としては、当時教育委員会にありました文化財保護課の担当で、協議を進めていたようです。その都度、農業振興課などが、農業委員会に、農地の取り扱いで、何度か相談には来ておりました。</p> <p>10年近い間に、3回も農地に被害を受けるような状況が、特に河川沿いの上部の方は、かなり崩れて、先ほど諫山委員が言われたような状況、復旧できないんじゃないか、というような状況があったそうです。</p> <p>その上の段の河川沿いでないところに関しては、農地所有者の方は、水田として使うのは困難でも、農地として作物を植えて使うということで、復旧を考えていたようですけど、河川沿いの写真で写ってるところは、被災後は賽の河原のようになっていて、もう河川沿いの上の右岸部分は、もう復旧困難だろうということで、今回、農業委員会の方には、事前に農業振興課の方から、先に非農地の扱いになるといった話がありまして、そこから、先ほど原田委員も言われたように、国の文化財ですので、文化庁との協議とか、いろいろあったんだと思います。</p> <p>そして、今回、非農地の証明願いが出たところになります。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>よろしいですか。</p>
<p>11 番 (原田文利)</p>	<p>はい。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>原田委員、どうぞ。</p>
<p>11 番 (原田文利)</p>	<p>経緯があった中での結論だと思うんですけども、いずれにしても、この後、農地にも戻すことも可能だと思うんですね。石垣を、法を高くするとか。</p>

	<p>だから、あとの活用が、どうなるのか、というのも心配だし、一部は水田の中に、その部分だけがですね、せっかくの棚田景観を生かしたところであるから、所有者の負担が伴って断念する、となっているかもしれませんが、そういう経緯が、ちょっとわからなかった中でのご質問でしたけども、今後、ちょっとどうなるかでも確認しておいてください。</p>
<p>事務局長 (木村和心)</p>	<p>すいません。 ご本人様がですね、こちらを農地として復旧するつもりはないということと、あと補足なんですけど、こちらが中山間に入っております、県とも協議をしたそうなんですけど、昨年がちょうど6期の切り替えになりますので、切り替えを待って、農業委員会に申請するように、ということで農業振興課と話をしたと聞いております。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>樋口委員、よろしいですか。</p>
<p>9番 (樋口虎喜)</p>	<p>ここが原野として、どういった土地利用するかと、そして、それが例えば山林になって、景観もそうなんですけど、周りの農地に対する影響というかですね、農業をし難くなると思うんですよね、周りはですね。 それとあわせて、ここ1カ所を、そういう理由で、高齢化として、後継者もないところも多いと思うんですけど、ここを認められれば、というか、ここが原野になれば、もう近い将来も、すべて原野になるようなですね。 農業委員会で、ここを通すと、すべて、もう原野の申請が来れば、OKを出さないといけない状況になるのか、というような、そういった思いがしております。 結論としては、そういった行政機関の各担当課がですね協議した中、また地権者と協議した中、それしか無いということであれば、ここは荒らしていると、なかなか景観地域としての選定は保てないと思いますので、なかなか難しいと思いますけど、できれば、ここで、何か作ってもらおうとですね、都市との交流とか、</p>

	<p>いろいろ、そういったことも含めて、何かこう、土地利用できれば良いかなと、いずれにしても原野にしたときにも、近隣の農地に影響がないような指導を、事務局としていただく中で、景観を守る、保たれるような、例えば、植林とか、苗を作るとかですね。何かこう、あんまり手のかからないような形で、賃貸も含めてですね、何かそういう土地利用ができるといいなと、そういった思いがしております。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。 ありがとうございます。</p>
<p>推進委員 (諫山文彦)</p>	<p>はい。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>諫山委員、どうぞ。</p>
<p>推進委員 (諫山文彦)</p>	<p>はい。推進委員の諫山です。 ここは、先ほど事務局が言ったように、3回の水害に遭ってまして、3回目の後、農地パトロールの時、ここの皆さんに会った時に言ったのが、これまでの2回の水害のあと、原形復旧で戻ってきていたんですが、今回はもう、とにかく土地はやるから、川幅を広げてくれと、それで残りの部分で、なんとか農業をやっているという思いでいたようですが、それが出来ないということで、原形復旧の状態なら、また同じ目に遭うから、したくないと、というような意見を、農地パトロールの際に聞きまして、やっぱりそういうものだろうな、という気がしております。 補足ですけど、そういう話がありました。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 この2番につきまして、まだ他にご意見ございますか。 市の方としての協議は、したような感じでございますけど、よろしいですか。 それでは、2番を除いた他、5件で他はございませんか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。それでは2番だけ、関係部署に確認をした後にするというので、1番と3番、4番、5番、6番については、よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、それでは、議案第5号、現況証明書（非農地証明書）の発行についてでございます。 2番だけ再協議ということで外したいと思います。 それでは、発行するようにいたします。</p> <p>はい。議案第6号です。14頁です。日田市農業振興地域整備計画の変更について、4件。除外2件、編入2件でございます。 事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (松岡政則)</p>	<p>はい。それでは、議案第6号 日田市農業振興地域整備計画の変更について、でございます。議案書14頁、農業振興地域整備計画、いわゆる農振の策定や変更の際には、市長が農業委員会の意見を聞くものと定められていることに基づくもので、今回は除外が2件、編入が2件となっております。 それでは1番からいきます。大字内河野字下払〇番地。地目は、登記が田、現況は原野。面積は1,240㎡</p>

でございます。

申請人は、若宮町の〇さんです。杉の木を植えまして、山林として管理するための除外申請でございます。

場所を説明いたします。スライドをご覧ください。内河町から市道原高木線を南下いたしまして、下払地区集会所手前の赤い丸で示しているところでございます。航空写真でございます。拡大した写真です。字図です。現地の写真になります。農地が広いので2枚に分けております。これが方向①の写真、そして方向②の写真でございます。

続きまして2番にいきます。大字小野字中山〇番地と〇番地の二筆。地目は、登記が田、現況は雑種地。面積は二筆合わせまして、4,221㎡となっております。

申請人は中釣町の〇さんです。令和5年に、土砂崩れにより埋没をいたしまして、復旧の見込みがないことから、今後は山林として管理をするための除外申請でございます。

場所を説明いたします。スライドをご覧ください。県道宝珠山日田線を皿山方面に進みまして、途中、轟橋を渡って、中山集落内の赤い丸で示しているところでございます。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真になります。これも農地が広いので写真を2枚に分けております。方向①、そして方向②となっております。

次に3番にいきます。大字二串字石原田〇、〇、〇の三筆で、地目は登記・現況ともに田でございますとともに田でございます。三筆の合計面積は1,703㎡でございます。

申請人は君迫町の〇さんです。申請理由は、中山間地域等直接支払交付金の対象農地とするためでございます。

場所を説明いたします。スライドをご覧ください。大分自動車道をくぐりまして、君迫町の松岡ガーデンさんの方向に進んだ赤い丸で示したところになります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真となります。

最後に4番にいきます。大字高瀬字柚ノ木原〇番地で、地目は登記・現況ともに田で、面積は214㎡でございます。

	<p>申請人は大日町の〇さんです。申請理由は、これも中山間地域等直接支払交付金の対象農地とするためでございます。</p> <p>場所を説明いたします。スライドをご覧ください。県道小畑日田線を前津江方面に進みまして、高瀬川ダム手前の赤い丸で示しているところでございます。航空写真になります。拡大した写真です。字図です。現地の写真となります。</p> <p>それでは、以上4件につきまして、各地区の担当推進委員さんに、現地の確認をお願いいたしましたので、それぞれご意見をお願いしたいと思います。</p> <p>まず1番は日田・五和地区の末武推進委員、よろしく申し上げます。</p> <p>はい。1番ですが、ここは家と農地が混在するところで、耕地整理ができなかった場所です。周りにも家はありませんので、また山つきの農地でありますので、これも仕方ないかなと思っております。</p> <p>事務局 (松岡政則)</p> <p>ありがとうございました。 続きまして2番につきまして、三花・小野地区担当の諫山推進委員、よろしくお願いいたします。</p> <p>推進委員 (諫山文彦)</p> <p>推進委員の諫山です。 小野の中山地区なんですけど、令和5年の土砂崩れで、水田がやられたということで、当初から見ましたが、写真には映っていないんですけど、この写真の右側の方の山がかなり崩落して、この辺の水田を飲み込んだ状態で、もう当初から、これは、どうやって土を動かすんだろう、と思っていたところですが、現況の状態で、農地として管理ができない、ということでございます。 また、ここを水田に戻したとしても、水路自体も大変なんじゃないかなという気がします。除外は、仕方ないかなと思います。 よろしく申し上げます。</p>
--	---

<p>事務局 (松岡政則)</p>	<p>ありがとうございました。 次に3番につきまして、朝日地区担当の平川推進委員、よろしくお願いいたします。</p>
<p>推進委員 (平川静雄)</p>	<p>朝日地区の平川です。 2月4日に確認しました。特に問題は無いと思います。</p>
<p>事務局 (松岡政則)</p>	<p>ありがとうございました。 最後に高瀬地区でございますが、野村推進委員がご担当でございますけれども、本日は欠席でございます。 事前に推進委員さんに確認をいたしましたところ、特に問題は無いという風なことでございました。 以上が、議案第6号になります。よろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>議案第6号 日田市農業振興地域整備計画の変更についてでございます。 この4件につきまして、何かございますか。 よろしいですか。 (はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>それでは日田市農業振興地域整備計画の変更については、妥当との意見を返したいと思います。 次に15頁です。議案第7号 2月調査委員の選任についてでございます。 私の方から指名させてもらってよろしいでしょうか。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>(はいの声)</p> <p>日田市農業委員会委員の現地調査実施要綱第3条の規定に基づき選任するものでございます。 それでは指名いたしたいと思います。 6番 川良澄子委員、10番 高瀬義徳委員、14番 横田秀喜委員の3名の方をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、報告に移ります。</p> <p>(事務局から報告・その他 日程等説明後終了)</p>
-----------------------	--

以上のとおり会議の顛末を記し、その相違のないことを証するためここに署名捺印する。

令和 8 年 4 月 8 日

議 長 会 長

署 名 委 員 10 番

署 名 委 員 15 番